

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成 30 年 7 月 19 日

東京都作業部会確認年月日 定額未満

(契約変更に伴う再確認日 令和 4 年 1 月 19 日)

事業名 共同実施事業（仮設等）

案件名 海の森クロスカントリーコース整備委託

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 経費負担の基本的な考え方は、平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであることが説明により確認できた。 ● 本件は大枠の合意に基づき、都の負担額を積算しているが、数量等契約内容に変更が生じた場合は修正することが必要である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約における整備は全てオーバーレイ、仮設等のインフラ整備にあたることから、平成 29 年 5 月 31 日の合意に従い、組織委員会が執行する内容として妥当である。 ● 組織委員会が会場整備や大会運営を担うことになっており、この方針により準備を進めている。 ● コース整備に関しては、平成 29 年度に芝コース整備工事を実施しており、本件は引き続き芝コースの管理を行うものであるため継続性が必要となる。 ● また、組織委員会は IOC や IF 等と協議して整備計画をまとめているため、確実かつ速やかに会場整備を行うために一括して執行することが効率的、効果的である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p style="text-align: center;">必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 芝コースの適切な管理を国際馬術連盟の規定により要求されている。 ● 芝生の品質に関して具体的な規定はないものの、運用条件には、芝コースの適切な管理が、競技の成功に大きな影響を及ぼすことが記載されている。また、整備にあたり、スポーツターフの専門家よりアドバイスを受けることを推奨されており、本委託は、馬場の専門家である J R A ファシリティーズが作成した基本計画をもとに必要な管理項目を定めている旨説明を受けた。 ● 委託内容の内、保護管理（薬剤散布）については、芝の品質を維持・向上させるために必要な作業である。特に除草剤散布については、芝の生育阻害及び枯れを引き起こす雑草の繁茂を防ぎ、馬の踏み滑りを防止するために必要である。現在、現場に繁茂しているチガヤについては、その固い茎が馬の足裏を傷つける恐れがあり、安全な競技運営のためにも発生防止及び枯殺する必要がある旨説明を受けた。 ● 芝コースの品質は選手の成績や競技運営に大きく影響するため、本事業は不可欠な事業である。 ● 本件は大会運営に必要な内容であることを確認している。 ● 芝コースへ薬剤（除草剤、殺虫剤、殺菌剤）を散布する場合、コース以外の通常の園地及び、生物や人への影響が最小限となるよう、飛散防止対策を講ずる旨の説明を受け、合意した。 	

	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ● 芝管理の規模、仕様、頻度等は、馬場整備の専門業者であり、アドバイザー委託の受託業者である J R A ファシリティーズ(株)のアドバイスに基づき、関係各部門の意見等を調整、反映して設定したとの説明を受けた。 ● 施肥、芝刈り、散水、薬剤散布の頻度については、上述基本計画の管理工程に基づき設定している。クロスカントリーコースの芝は、馬の疾走により大きな負担がかかるため、公園の芝以上に丈夫な育成が求められる。加えて競技直前になると芝の張替えは不可能であることから(育成期間が短いため)、芝生の枯死をふせぐため通常の公園より高頻度の管理となっている。 ● 発注図書において、次の数量の整合を確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 芝の管理に必要な施肥や散水、芝刈り等が適切に計上されている。 ② 芝の散水に必要なアタッチメント等備品の購入について、適切に計上されている。 ③ 芝の散水に必要なポンプ等散水設備の点検が適切に計上されている。 ④ 諸経費が適切に計上されている。 ⑤ 散水に伴う水道料金及び電気料金は想定使用量に基づき積算されており、実費精算を行うとの説明を受けた。 ● 予定価格の積算に用いる単価は、都単価や刊行物掲載の市場価格を用いていることを確認した。 ● 委託費について都単価や刊行物がないものについては、複数の業者から見積りを徴取し、最適な単価を設定している。 ● 内訳書、見積比較表などで主な項目の単価設定根拠を確認するとともに、組織委員会へのヒアリングにより、単価設定の方針(採用単価の優先順位など)に従って積算していることを確認した。 ● 事業内容のさらなる最適化を図るため、J R A ファシリティーズ(株)と、規模、仕様、頻度など内容全般にわたる見直しを行い、平成 28 年度の基本計画時からコストの縮減を行ってきたとの説明を受けた。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬剤散布の可否及び排水経路については、契約(8月初旬)までの継続協議とし、協議結果によっては薬剤散布に関する工種を減額変更し、実施しないこととすることを確認した。 ⇒(平成 30 年 10 月 12 日追記)薬剤散布の詳細及び追跡水質調査の方法について説明を受け実施することを確認した。 委託内容の保護管理について、その施工量からコスト、施工能力の面で人力での対応が難しく、薬剤(殺菌剤、殺虫材、除草剤)を使用するとの説明を受けた。周囲の環境及び人に対する影響を最小限に抑えるため、安全な薬剤散布方法を、特記仕様書にて規定していることを確認した。 ● 公園の排水について、農薬を含む排水が隣接する水上競技場の水質に影響する恐れがあり、その対応策として、公園内池における水質検査の実施及び排水経路について提案された。 ● J R A ファシリティーズ(株)のアドバイスに基づき、一貫してコスト縮減に取り組んでいる。 ● 上記の項目を中心として、組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された特記仕様書、内訳書により包括的に確認し、納得性があると判断した。 ● なお、契約方法については、クロスカントリーコース整備という特殊な委託内容であるが、一般競争入札により競争性を確保するとともに、別途アドバイザー委託を発注することで、品質を担保する工夫を凝らしている。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものである		<ul style="list-style-type: none"> ● 積算や整備内容の妥当性等を図る目的で、上記の項目を中心として、組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された、特記仕様書、内訳書により公費負担の対象として適切であることを包括的に確認した。 	

ること	<p>(令和4年1月18日 契約変更に伴う追記)</p> <p>V5 予算に収まっていることを確認した。</p> <p>また、設計内容及び金額については、組織委員会へヒアリングを行うとともに、図面、内訳書等により確認した。</p> <p>引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。</p>	
-----	---	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。